

番号	1
項目	<p>防災に関する専門的知識や経験が少ない施設や事業所におけるマニュアル作成の促進のため、風水害時の応急対応策についての内容を追加するなど、現行のマニュアルの見直しを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、高齢者施設等は自力で避難することが困難な方が多く利用されている施設であり、利用者の安全を図るため、災害時に速やかな対応ができる体制整備や減災のための事前対策を講じ、施設の災害対応力を高めておく必要があることから、平成23年7月に貴連盟とともに「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を作成し、本防災マニュアルの活用による施設の防災対策の取組みを推進しております。</p> <p>本防災マニュアルでは、標準的な平常時の対応や災害発生時の対応などについてお示ししているところですが、行動手順である応急対策など一部の内容において、地震時の対応のみの例示となっている部分がありますので、本年6月15日施行の水防法改正等を受け、河川氾濫などの水害や地震による津波浸水に対する応急対策を追加するとともに、避難確保計画の作成に向けて、施設関係者がより活用しやすい構成への見直しを行うよう検討してまいります。</p> <p>また、福祉避難所・緊急入所施設に指定している施設などについては、災害発生時において、迅速な施設復旧と福祉避難所の開設が求められることから、福祉避難所開設・運営要領などを含む防災マニュアルの作成促進に向け支援に努めてまいります。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808</p>

番号	2
項目	<p>福祉避難所・緊急入所施設の役割を明確化し、受入人員算定や備蓄品の確保等について、早急に取りかかるとともに、受入人員算定や実動訓練の実施に係る支援や研修会の実施を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における福祉避難所・緊急入所施設（以下「福祉避難所等」という。）の役割や設置要領については、「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」内の「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）」によりお示ししているところです。</p> <p>平成29年6月1日現在、市内311施設の社会福祉施設等にご協力をいただき、福祉避難所等として指定しているところですが、福祉避難所等に係る取り組みの実効性を高めていくため、各施設における受入人員算定を行うとともに、福祉避難所開設訓練の実施や自主防災組織など地域の防災訓練との連携を進めているところです。</p> <p>また、福祉避難所等の設置にかかる必要物資の調達については、マニュアルでお示ししていますとおり、災害時に区役所に設置される区災害対策本部が調達・確保を行うこととしておりますが、行政機能の回復や物資の調達に時間がかかる場合を想定して、施設においても最低限の物資の備蓄にご協力をお願いしているところです。</p> <p>今後におきましても、地域や施設及び施設関係団体等と連携を図り、これらの取り組みの推進に努めてまいりますとともに、災害時における円滑な福祉避難所等の運営に資するよう努めてまいります。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808</p>

番号	3
項目	<p>災害時に施設間において人材や必要物資の相互応援ができるよう体制を構築し、マニュアル化するとともに、福祉避難所開設訓練等と連携した実動訓練の実施を進めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、高齢者施設等は自力で避難することが困難な方が多く利用されている施設であるとともに、福祉避難所としての機能も期待され、地域の防災機能向上に資する施設であると考えています。</p> <p>このことから、高齢者施設やこれら施設関係団体等との災害時における施設の事業継続の取組みと連携した福祉避難所の開設訓練の実施やマニュアルの作成などについて検討を進めてまいります。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808</p>